

令和5年1，2月に実施した定期監査等の 結果を公表しました

1 内容

(1)定期監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

財政局財務部財政課ほか10部署において、令和4年4月1日から令和4年11月30日までに執行された収入事務及び支出事務等

② 監査の期間

令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(2)財政援助団体監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

岡山市連合婦人会ほか1団体における令和3年度の岡山市からの補助金に係る出納その他の事務

② 監査の期間

令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(3)公の施設の指定管理者監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

大林ファシリティーズ株式会社大阪支店ほか1団体における令和3年度の公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

②監査の期間

令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(4)財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の随時監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課ほか3課の令和3年度における所管課業務

- ② 監査の期間
令和5年1月4日から令和5年2月28日まで
- ③ 監査の結果
報告書「4 監査の結果」に記載

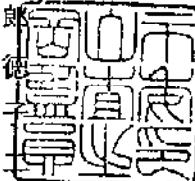
【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 山本・山野井 直通086-803-1552 内線4564・4567

岡山市監査委員公表第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年1、2月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

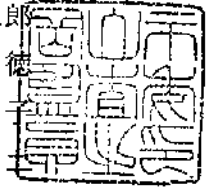
令和5年4月25日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸徳	
同	中	原	淑	
同	吉	本	賢	



岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年1、2月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

財政局	財務部	財政課 財産活用マネジメント推進課
環境局	環境施設部	環境施設課，東部クリーンセンター，東部リサイクルプラザ，当新田環境センター
産業観光局	観光部	観光振興課 プロモーション・MICE推進課
	農林水産部	農林水産課，農村整備課
会計管理室		会計課

前記の課等において、令和4年4月1日から令和4年11月30日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(1) 収入事務について

ア 令和4年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、貸地料において54万円余(収納率0%)認められた。

今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

(財産活用マネジメント推進課)

イ 令和4年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、事業系ごみ処理手数料において420万円余(収納率14.6%)認められた。

今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

(環境施設課)

(2) 支出事務について

ア 電線使用料の支出が遅延している事例が認められたので、今後、同様の事例が発生しないよう、適正な事務処理を行われたい。

(環境施設課)

イ 償還金の支払遅延により、遅延利息を賠償金で支出している事例が認められたので、今後、同様の事例が発生しないよう、適正な事務処理を行われたい。

(会計課)

【資料】

財産活用マネジメント推進課

収 入 状 況

(令和4年11月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
貸地料(滞納繰越分)	円 547,625	円 0	円 547,625	% 0

環境施設課

収 入 状 況

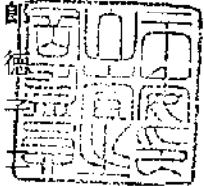
(令和4年11月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
事業系ごみ処理手数料(滞納繰越分)	円 4,924,610	円 719,800	円 4,204,810	% 14.6

岡山市監査委員公表第14号

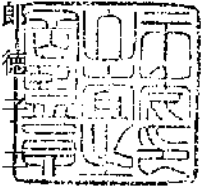
地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和5年1、2月実施財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年4月25日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸	
同	中	原	淑	
同	吉	本	賢	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢士



財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

(1) 岡山市連合婦人会
(岡山市敬老会補助金)

(2) 中鉄バス株式会社
(御津・建部コミュニティバス運行補助金)

令和3年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

岡山市の対象事業が、交付目的どおりに適正かつ効率的に執行されているかどうか等を主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和3年度における財政援助に係る出納及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、当初の事業計画から新型コロナウイルス感染症の影響で変更した事業はあったが、事業は計画及び交付条件に従って実施されているものと認められた。

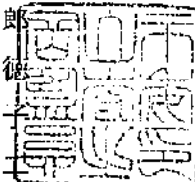
また、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第15号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和5年1、2月実施公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年4月25日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎	
同	土	居	幸徳	
同	中	原	淑	
同	吉	本	賢	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 中原淑
同 吉本賢



公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

- (1) 大林ファシリティーズ株式会社大阪支店
（当新田健康増進施設）
- (2) 有限会社美津葉
（かながわSAKAGURA）

令和3年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和3年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、施設は適切に管理されており、協定書や仕様書等に基づく義務の履行は適切に行われているものと認めた。


また、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第16号

地方自治法第199条第5項の規定に基づく令和5年1、2月実施財政援助団体監査等の実施に伴う所管課の随時監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年4月25日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎	
同	上	居	幸徳	
同	中	原	淑	
同	吉	本	賢	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢



随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
財政援助 団体監査	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課	岡山市連合婦人会	岡山市敬老会補助金
	都市整備局 都市・交通部 交通政策課	中鉄バス株式会社	御津・建部コミュニテ ィバス運行補助金
公の施設の 指定管理者監査	環境局 環境施設部 環境施設課	大林ファシリティーズ 株式会社大阪支店	当新田健康増進施設 管理業務
	産業観光局 観光部 観光振興課	有限会社美津葉	かながわSAKAGUR A管理業務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和5年1, 2月に実施した財政援助団体等監査に伴い、所管課の令和3年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 補助金の執行に係る所管課業務について

令和3年度における補助金の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(2) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和3年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。